

地域の障害児に対する支援体制の状況及び中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況(令和6年度実施状況)

法人名：社会福祉法人 麦の子会

事業所名：むぎのこ児童発達支援センター

住所：札幌市東区北36条東8丁目1-30

No.	児童発達支援センター中核機能強化(項目)	体制及び取組状況
1	市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。	・児童発達支援センター長会議に出席(令和6年5月17日、7月3日、8月5日、9月3日、令和7年1月14日、3月3日) ・札幌市自立支援協議会子ども部会運営委員会に出席(令和6年6月27日) ・札幌市自立支援協議会子ども部会支援力向上セミナーの事務局に参加、研修への参加(初級令和6年10月8日、中級令和6年10月15日) ・札幌市自立支援協議会子ども部会全体研修会への参加(令和7年1月28日・児童発達支援センター研修との共催、「インクルージョンを考えよう」) ・要保護児童対策協議会に出席
	例:市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等	
2	幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること。	・同法人内において児童発達支援事業、放課後等デイサービス・生活介護を実施している。 ・家族支援としてペアレントプログラムやペアレントトレーニング、親子発達支援(年2回)、グループカウンセリング(週1回)、保護者向け勉強会(月1回)を実施している。 ・心理士・OT・PT・STを配置し、個別支援と集団支援を行っている。 ・法人内のヘルパー、ショートステイと連携している。 ・地域療育等支援事業、保育所等訪問支援等を実施し、幼児期から学齢期の児童に対して支援を行っている。
	例:放課後等デイサービスの指定を有しこれを実施することや、保育所等訪問支援等の取組を行っていること	
3	地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること。	・地域支援マネジャーが地域の障害児通所支援事業所を訪問し、ニーズに合わせたアドバイスや、必要に応じて専門機関を紹介している。 ・児童発達支援センター研修を実施している(令和6年10月24日実施。「発達障害のアセスメントと療育について(講義)」、「家族支援について(グループワーク)」) ・障害児等訪問支援を実施している。
	例:定期的な情報共有、研修会の開催、助言・援助等の実施等	
4	インクルージョンの推進体制を確保していること。	・障害児等療育支援、保育所等訪問支援事業を実施し地域の保育園へ出向き、支援を要する子がいるクラス運営や環境調整について助言援助を行い、支援が必要な子ども一人ひとりの特性を考慮し、その子に合った方法でコミュニケーションを取るためのアプローチや、個別の支援が円滑に進むようにサポートしている。 ・保育園、幼稚園との併行通園児の情報共有を行い、関係機関との連携を深めている。 ・法人内でインクルーシブ教育についての調査研究の実施をしている。
	例:保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言・援助等の実施、障害児の併行通園や保育所等への移行支援の実施	
5	発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。	・通園開始前のお子さんを対象にプレむぎのこを実施(毎年10月から週1回) ・子ども誰でも通園制度の実施(令和6年10月開始、定員3名)、発達に心配なお子さんを療育に繋げている。 ・子ども家庭支援センターと密接に連携し、特に支援が必要な家庭に対して状況に応じた適切な支援を提供している。 ・指定障害児相談支援を有し実施している。
	例:障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等	